
プロジェクト 排出量取引制度に係る会計上の取扱い
項目 第 174 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 174 回実務対応専門委員会（2025 年 12 月 23 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

事務局の分析及び提案について聞かれた意見

（GX 推進法に基づく排出量取引制度）

2. GX 推進法に基づく排出量取引制度の当事者について制度対象事業者のほかに、取引を仲介する事業者、排出枠の保有義務の制度に任意で参加する事業者、又は排出枠の保有義務の制度の枠外で排出枠の取引に任意で参加する事業者等、想定される当事者がいるのか確認したい。

（本プロジェクトの範囲）

3. テーマ提案者より 2026 年 12 月までの基準開発が望ましいとされていることから、検討対象の範囲を限定して基準開発を進めるとする事務局の提案に賛同する。
4. 今後の国際的な会計基準の動向や実務の動向により、基準開発後に再検討が必要な論点が生じうることも現時点から考慮しておくことが良いと考える。
5. 資料(2)第 15 項の「制度対象事業者が事業投資として排出枠を保有することを前提とする」との記載について、「事業投資」という語句が使用されている意図を確認したい。
6. 実務対応報告第 47 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 47 号」という。）では、非化石価値を排出量削減義務が課される制度に使用されることは想定していなかったため、実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」と今回のテーマとの関係の整理にあわせて、実務対応報告第 47 号に対する影響も検討の範囲に含めることが良いと考える。

(GX 推進法に基づく排出量取引制度における負債の考え方)

7. 有償で取得した排出枠や J-クレジットを保有する場合の取扱いによって負債の測定金額が異なるなど資産側と負債の会計処理は密接に関連すると考えられるため、負債の会計処理は排出枠などの会計処理とあわせて検討する必要があると考える。認識及び測定を検討する前の段階では、引当金以外の負債であると考え余地を残すことも考えられるのではないか。
8. 引当金の計上を検討する場合には、企業会計原則注解（注 18）の「その発生が当期以前の事象に起因し」について、「発生」と考えられる時点を実務に与える影響も考慮して検討する必要があると考える。
9. 発生の可能性についてどの程度高まった時点で負債を計上するのか、国際的な会計基準の動向も踏まえて検討していただきたい。

以 上